高槻市下水道施設包括的管理業委託　コンソーシアム（共同事業体）協定書（例）

（目的）

第１条　本協定は、コンソーシアム（共同事業体）を設立し、高槻市が委託する高槻市下水道施設包括的管理業務委託（以下「本業務」という。）を共同連帯して効率的に履行することで、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアム（共同事業体）の名称は、○○○○（以下、「本コンソーシアム」という。）とする。

（事務所の所在地）

第３条　本コンソーシアムは、事務所を高槻市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本コンソーシアムは、令和○年○月○日に成立し、本業務の業務完了後、本コンソーシアムの清算が終了するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、本コンソーシアムは、本業務を受託することができないことが確定した日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）所在地：大阪府○○市○○○○

商号又は名称：○○○○○○

（２）所在地：大阪府○○市○○○○

商号又は名称：○○○○○○

（３）所在地：大阪府○○市○○○○

商号又は名称：○○○○○○

（４）所在地：大阪府○○市○○○○

商号又は名称：○○○○○○

（代表者の名称）

第６条　本コンソーシアムの代表者は、○○○○○○とする。

（代表者の権限）

第７条　本コンソーシアムの代表者は、本業務の履行に関し、本コンソーシアムを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに業務委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（業務の分担）

第８条　本業務における各構成員の業務の分担（以下「分担」という。）は、次のとおりとする。ただし、分担の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（１）統括管理業務：（構成員名）○○○○○○

（２）計画的維持管理業務：（構成員名）○○○○○○、○○○○○○

（３）改築計画策定業務：（構成員名）○○○○○○

（４）日常的維持管理業務：（構成員名）○○○○○○、○○○○○○

（５）維持管理情報関連業務：（構成員名）○○○○○○

（構成員全員の協議の場）

第９条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

２　運営委員会は、組織並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の本コンソーシアムの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議し、決定する。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会の決定事項に則り、それぞれの分担業務の適正な履行を図るとともに、本業務の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（共通費用の分担）

第１２条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１３条　構成員がその分担に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前3項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する本コンソーシアムの責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１４条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１５条　構成員は、本コンソーシアムが本業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１６条　構成員のうちいずれかが本業務の途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、本コンソーシアムの残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き受ける者（以下、「分担業務引受者」という。）を選定する。

２　前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が共同連帯して、当該構成員の分担業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を本コンソーシアムに加入させ、当該構成員を分担業務引受者として破産又は脱退した構成員の分担業務を完了する。

３　前２項の場合においては、第１３条第２項及び第３項の規定を準用する。

（構成員の除名）

第１７条　本コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、本業務の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第１項から第３項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１８条　代表者が破産又は解散した又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１９条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき、契約に適合しない事由が明らかとなったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、発注者との委託契約にかかる事項については、事前に発注者と協議した上で定めるものとする。

代表者○○○○○○ほか○社は、上記のとおり本協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和○年○月○○日

所在地 ○○市○○町○番地

名称又は氏名 ○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 ○○市○○町○番地

名称又は氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 ○○市○○町○番地

名称又は氏名 株式会社○○○

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 ○○市○○町○番地

名称又は氏名 ○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印